

(別紙)

最低制限価格の設定について

この委託業務は、入札書比較最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者になれません。

入札書比較最低制限価格

① 測量業務

次の(1)、(2)及び(3)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額(以下「入札書比較価格」という。)の10分の8.2を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.2(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接測量費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(測量調査費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(諸経費)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

② 建築関係コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.1を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.1(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接人件費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(特別経費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(技術料等経費)に10分の6を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(諸経費)に10分の6を乗じて得た額(1円未満切捨て)

③ 土木コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.1を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.1(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接人件費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(直接経費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(その他原価)に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(一般管理費等)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

④ 地質調査業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.5を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.5(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の3分の2に満たない場合には、入札書比較価格の3分の2(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接調査費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(間接調査費)に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(解析等調査業務費)に10分の8を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(諸経費)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

⑤ 補償コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.1を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.1(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接人件費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(直接経費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(その他原価)に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(一般管理費等)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)